

『令和7年度地域の民間団体と連携したアウトドア教育推進のためのチャレンジモデル事業』
の委託に関する企画公募要領

1 事業名

令和7年度地域の民間団体と連携したアウトドア教育推進のためのチャレンジモデル事業

※「アウトドア教育」とは、文部科学省が位置付ける「野外教育」であり、具体的には、「自然の中で組織的、計画的に、一定の教育目標を持って行われる自然体験活動の総称」のこと

2 事業の目的

本事業は、社会教育関係団体や自治会等の地域の民間団体が、それぞれの専門性やネットワーク等を活かし、県の青少年教育施設を活用し、地域におけるアウトドア教育推進や子どもたちの健全育成を目的とする。

野外体験活動や宿泊学習等を実践し、仲間とともに成長できる時間の共有を通して、自主・自立の精神や課題発見能力、問題解決能力、自己肯定感の育成を図る。

3 応募資格

福井県内の社会教育関係団体および自治会等の地域の民間団体

(例) 子ども会やスポーツ少年団、自治会、町内会、ボーイスカウト、ガールスカウト等

※「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属さない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

※ここていう民間団体とは、民間人が組織している団体で営利を目的とせず、社会貢献活動を行う団体。

4 委託内容

(1) 地域の民間団体が県の青少年教育施設を活用して、子どもたち(幼児～高校生)に自然体験や生活体験など直接体験する場や機会を提供する取組等を委託事業により実施する。

(2) 主催団体は、体験活動などの後に参加者への事後アンケートを実施し、事業の成果と課題を県へ報告する。

5 委託件数及び委託額

(1) 選定対象

選定の対象は、「4 委託内容」に合致する活動とする。

(2) 委託額

1件 10万円以内(14事業程度)

※応募は各団体1件までとする。

※事業数は全体のバランスを考慮しながら決定する。

※委託額は、対象経費の合計額とする。ただし、対象経費が10万円を超過する場合、超過分は事業者負担とする。

※委託費は精算払いとする。

【対象経費（事業実施に直接要する次の経費）】

区 分	内 容
ア 報償費	外部講師等に係る謝金 ※構成員の給料や賃金は認められない。
イ 旅費	構成員の交通費の実費、外部講師等の交通費・宿泊費の実費相当額
ウ 需用費	パンフレット・チラシ・各種資料等の印刷費、活動に必要な材料費、消耗品等の購入費
エ 役務費	保険料、電話代、郵送料
オ 使用料・賃借料	会議室等の賃借料、機器のリース・レンタル料、バス借上げ代等

※上記の経費について、必要に応じて、委託料の実績を証するための証拠書類の提出を求める場合がある。

※公費で負担すべきでないと思われるもの（参加者の旅費、参加者送迎に係る燃料費、参加者のお弁当代などの食糧費等）は認められない。

6 応募方法

提出書類に必要事項を記入の上、募集期間内に、福井県教育庁生涯学習・文化財課担当まで送付する。

(1) 募集期間

令和7年5月16日（金）～5月28日（水）

(2) 提出書類

本事業に応募する団体は、記入例を参考に次の書類を1部作成し、提出すること。

- ① 応募申請書（様式1）
- ② 団体の概要書（様式2）
- ③ 団体の定款・規約等
- ④ 事業計画書（様式3）
- ⑤ 事業実施計算書（様式4）

※記入例を参考に、各費目についての内訳を「積算の基礎」に詳細に記入する。

※旅費の算出方法等の規定は、団体の規定に準ずる。場合によっては県から詳細を確認することがある。

- ⑥ 収支予算書（様式5）

※委託契約後には、利用する施設の規則に則して打合せや手続きを行う。

(3) その他

・提出書類の様式は、福井県教育庁生涯学習・文化財課から受け取るか、福井県教育庁生涯学習・文化財課のホームページからダウンロードする。

【福井県教育庁生涯学習・文化財課】 <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/syoubun/>

・応募に係る経費は、全て応募者の負担とし、提出された書類等については返却しない。

・提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。

・提出書類に関して、詳細に関する追加資料の提出やヒアリングの対応を求めることがある。

・応募の予定件数に達しなかった場合、再募集を行うことがある。

- ・応募しようとする事業について、他の補助金等を受けている場合は応募できない。

7 選定方法等

(1) 選定方法

福井県教育委員会に「令和7年度地域の民間団体と連携したアウトドア教育推進のためのチャレンジモデル事業」選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設け、選定委員会において応募団体から提出された事業計画書等の内容を審査し、本事業の趣旨を踏まえた適切な計画であると認められ、審査基準に定める評価項目の得点が高い応募団体から順に、福井県の予算の範囲内で、委託予定団体として選定する。

(2) 選定結果の通知

選定終了後速やかに、全ての応募団体に選定結果を通知する。

(3) 条件付の選定

条件付で選定された場合は、応募団体が事業の遂行に支障を来さない範囲で事業計画書等を修正して福井県の定める期間内に再提出し、選考委員会において再審査して条件を満たしたと判断できたときは、委託予定団体に選定する。

8 契約締結

福井県は、委託予定団体と提出書類を基に契約条件を調整の上、委託契約を締結する。なお、契約金額については、事業計画書等の内容を勘案して決定するため、応募団体の提示する額とは必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わないことがある。

9 スケジュール

(1) 募集開始	令和7年 5 月 16 日 (金)
(2) 募集締切り	令和7年 5 月 28 日 (水)
(3) 審査・選定	令和7年 5 月 29 日 (木)・30 日 (金)
(4) 委託契約締結	令和7年6月上旬 ※契約締結日から事業を開始することができる。
(5) 活動実績報告	事業完了後30日以内 ※令和 8 年 2 月 27 日には報告を完了すること。
(6) 委託料の支払	実績報告書の審査及び完了検査終了後、精算請求書の提出を経て委託料を支払う。

10 留意事項等

(1) 情報公開

委託を受けた団体については、団体名、代表者名、活動プログラムを、福井県ホームページ等で公表する。

(2) 委託を受けた団体の義務

- ①委託契約を遵守し、適正な経理処理を行う。
- ②利用する施設の規則に則して打合せや手続きを行う。
- ③事業計画書の取組内容と相違がないよう事業を実施する。事業計画書等の内容に変更がある場合は、速やかに報告し、「計画変更申請書」（様式6）を提出すること。

<例>

- ・取組内容の変更

- ・代表者の変更等、団体の組織体制等に関する変更
- ・その他の変更（事業実施日が大幅に延期となる場合等）

④活動実績報告

事業完了後30日以内に以下のものを県へ提出することで活動実績報告とする。

- ・事業実績報告書（様式7～9）

※実施後は参加者にアンケートを実施し、事業について客観的な評価が行えるようにする。

※事後アンケートに必ず入れる設問

- ①【自主性】 Q:活動中自分のことは自分でできた
- ②【協調性】 Q:参加している人（友達や家族）と協力して活動することができた
- ③【自己肯定感】 Q:自分なりに頑張ることができた

上記の3つの設問について

（1 とてもできた 2 わりとできた 3 あまりできなかった 4 まったくできなかった）

上記の4段階評価のうち「とてもできた」「わりとできた」と答えた割合を実績として報告する。

- ・事業実施計算書・収支決算書（様式10・11）

※事業完了後30日以内であっても、令和8年2月27日には実績報告を完了すること。

(3) 会場の確保について

利用予定の県青少年教育施設の予約については、応募の前に仮予約を済ませておくこと。

【予約時の問合せ先】

- ①福井県立芦原青年の家（TEL:0776-79-1001）
- ②福井県立奥越高原青少年自然の家（TEL:0779-67-1321）
- ③福井県立鯖江青年の家（TEL:0778-62-1214）
- ④福井県立三方青年の家（TEL:0770-45-0229）

※毎週月曜日と第3日曜日は施設休所日

※チャレンジモデル事業に採択された事業にかかる県青少年教育施設の使用料（宿泊料、会議室等の施設使用料）は、免除とする。

(4) 教育ボランティアの派遣について

体験活動当日の人的支援として、県で登録している教育ボランティアを希望に応じて派遣する。

ただし、都合により希望に添えないことがあるので利用する施設と打合せ時に確認する。

※教育ボランティアとは、県が主催する『教育ボランティア養成研修』を受講し、県に登録されたボランティアスタッフ。県内4つの県立青少年教育施設のどこでも活動することができる。主に大学生・高校生が多く登録しており、青年の家の主催事業等で活躍している。

(5) 書類提出先・問合せ先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県教育庁 生涯学習・文化財課 担当：糠見

Tel 0776-20-0559

Fax 0776-20-0672

E-mail syoubun@pref.fukui.lg.jp